

千葉県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年3月30日

千葉県監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	森山和博
同	三須和夫

31千総業第317号

令和2年 3月25日

千葉県監査委員 大木 正人 様  
同 宮原 清貴 様  
同 森山 和博 様  
同 三須 和夫 様

千葉市長 熊谷 俊人

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成28年度及び平成30年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納

その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果 1. 事業団の管理運営について

##### (4) 積立資産の会計処理と預金振替処理との整合性について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 口座残高の確認について【千葉市社会福祉事業団】（報告書 P68）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>平成27年度貸借対照表における積立資産の残高証明書の金額は、2億7,587万円であり、一方、貸借対照表の積立資産表示金額は3億3,143万円であったことから、両者の間には5,555万円の差異が生じていた。</p> <p>これは、平成27年度予算に従えば、積立資産に計上すべきであった預金の振替が決算期までに適時、適切に実施されていなかったことによるものである。つまり、積立資産の会計処理は適正になされていたにも拘らず、実際の預金の振替が失念されていたことにより、上記のような差異が生じたのである。</p> <p>これに対して、経理規程第32条第2項には、「出納職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高と照合し、差額がある場合には預貯金残高調整表を作成、会計責任者に報告しなければならない」と定められている。実際に、出納職員においては、規定どおりに取引金融機関の残高と帳簿残高と照合し、差額がある場合には預貯金残高調整表を作成していた。</p> <p>しかし、出納職員が行う毎月の取引金融機関の残高と帳簿残高の照合は、取引金融機関の預</p>	<p>平成28年度決算から、予算に基づく積立資産の会計処理を行った場合には、預金の振替を適時、適正に行っている。</p> <p>また、出納職員が行う毎月の取引金融機関の残高と帳簿残高の照合する作業においては、金融機関の各口座残高のコピーを添付し、金融機関の各行残高についても確認を行っている。</p>

金残高と会計残高との照合のみであり、各口座残高と会計残高の照合を実施していなかった。

**【結果】**

予算に基づく積立資産の会計処理を行った場合には、預金の振替を適時、適正に行われたい。また、出納職員は、金融機関の残高と帳簿残高とを照合する作業において、金融機関の各口座残高についても確認作業を実施されたい。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果 1. 事業団の管理運営について (12) 外部業務委託における仕様書及び委託費（随意契約の妥当性）について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 清掃業務委託の仕様書について【ハーモニープラザ管理】（報告書 P89）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>千葉市ハーモニープラザ清掃委託仕様書の6（その他）において、次のことが記載されている。</p> <p>「平成25年度～28年度の契約については、平成24年度本清掃業務委託契約入札の落札者と随意契約を予定しております。ただし、随意契約を必ずしも保証するものではなく、当事業団の事情（予算、組織、制度、社会情勢等）により契約方法を予告なしに変更する場合があります。その変更によるいかなる責も当事業団は負いません。」</p> <p>6（その他）の前半部分は、委託業者に対しては、随意契約を予定していることを通知する一方で、ただし書以降においては、千葉市社会福祉事業団の事情により随意契約を締結しない旨及びその際には、いかなる責も負わない旨が記載されており、必要以上に事業団の責めを回避する規定であると考えられる。そのため、委託業者にとって不利な規定となっているものと考えられる。</p> <p>また、千葉市社会福祉事業団がハーモニープラザ管理を行っているのは、平成23年4月1日～平成28年3月31日時点であるため、本来は、</p>	<p><b>【結果①について】</b></p> <p>随意契約を締結しない場合には、2ヶ月前に通知する旨を仕様書に追加した。</p> <p><b>【結果②について】</b></p> <p>検討の結果、千葉市社会福祉事業団の事情（予算、組織、制度、社会情勢等）により契約方法を変更（入札等）する旨を仕様書に記載しているため、仕様書で記載する随意契約予定期間と指定管理期間の整合性を確保する必要はないと判断した。</p>

平成 27 年度までを随意契約期間とすべきである。しかし、清掃業務委託契約書では、平成 28 年度が含まれており、本来の指定管理期間外となっている。

これは、指定管理業務を受託できなかった場合は、随意契約を実施しないことを理由としており、ハーモニープラザ管理者としては、指定管理期間と整合を図る必要は無いと考えているためである。

**【結果①】**

千葉市社会福祉事業団の事情により随意契約を締結しない旨を記載することについては、千葉市社会福祉事業団の運営を行う際のリスク回避のために必要となる文言ではある。しかし、締結しない際には、いかなる責も負わない旨は、必要以上なリスク回避と考えられるため、当該文言を削除するか、又は随意契約を締結しない場合には、2ヶ月前に通知する旨を伝える等、委託業者が公平な立場となり得る文言を追加することを検討されたい。

**【結果②】**

ただし書を対抗要件として、ハーモニープラザ管理の指定管理期間外を記載しても問題はないと想定されているものと考えられるが、千葉市ハーモニープラザ管理の指定管理期間については明らかに定められている以上、その指定期間と整合性を確保して、委託業務の仕様書も作成されることを検討されたい。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 2. 千葉市桜木園について (7) 外注費について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 随意契約に係る合理的理由について（報告書 P117）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>千葉市社会福祉事業団では、平成24年以降の入札及び契約の執行について、希望型指名競争入札制度の制定に伴い、平成23年11月1日付けで、以下のとおり契約方法の変更について各施設長へ通知している。</p> <p><b>【入札・契約の執行について（通知）（抜粋）】</b></p> <div data-bbox="204 1070 804 1671" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>1 委託業務等の競争入札に付すべき契約において随意契約が可能な場合</p><p>(1) 経理規程に定めるところにより競争入札を付すべき契約については、原則競争入札に付すことを再度確認すること。但し、以下の各号を全て満たしている場合は、次年度以降、随意契約による契約を可能とする。</p><p>① 事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であること。</p><p>②～⑤ (略)</p></div> <p>清掃業務及び給食業務においては、平成24年度の希望型指名競争入札により、業務委託契約を実施しているが、契約履行状況も良好であり、業務の継続性、安定性等の合理的な理由が成り立つことから、平成25年度、26年度、27年度と、予算措置額を超えない範囲での随意契約に</p>	<p>本業務に係る随意契約を実施する際には、決裁伺書に、前年度の業務の履行状況を具体的に記載した履行状況評価表を添付し、どのような理由で清掃業務及び給食業務の品質向上が見込まれるかについて、具体的に記載することとした。</p>

よる契約を行っている。

平成27年度千葉市桜木園清掃業務委託に伴う業者選定に関する決裁伺書の業者選定理由には、「平成24年度の希望型指名競争入札により、上記業者と当該業務委託契約を実施しているが、契約履行状況も良好であり、業務の継続性、安定性の観点より引き続き上記業者と随意契約としたい。」との記載がある。また、平成27年度千葉市桜木園給食業務委託に伴う業者選定に関する決裁伺書の業者選定理由には、「平成24年度の希望型指名競争入札により、上記業者と当該業務委託契約を実施しているが、契約履行状況も良好であり、多様な食形態を提供することから、引き続き上記業者と随意契約としたい。」との記載がある。

しかし、これらの選定理由では、「①事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であること」の要件を十分に具体的に、詳細に説明しておらず、当該清掃業務委託契約が継続的に同一業者と締結されることにより、清掃業務の品質向上につながるのかについて、説明していないものと考えられる。

#### 【結果】

上記通知に記載の随意契約を実施する際には、清掃業務委託や給食業務委託がその業務の性格上、事業を安定的に、同一業者と継続して契約を締結することにより、どのような理由で該当する業務の品質向上が見込まれるのかについて、業務を実施する技術者等の業務実施能力の向上等との関係で、より具体的に、詳細に記載することを検討されたい。



## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納

その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### Ⅱ 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

##### 1. 社会福祉協議会収入管理について

##### (1) 各区事務所および本部における会費収入管理について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 各区事務所での収納の網羅性について（報告書 P191）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>各区事務所における平成27年度までの会費の収納事務は、窓口での随時の納付の際に、各自治会の名称を手書きにより通帳の各行に記載する慣行で入金元を特定することができるようにしている。しかし、窓口での納付に対する預金への入金網羅性について、牽制を効果的に実施する仕組みが整備・運用されていることを確認することができなかった。窓口で受け付けた現金については金庫で保管し、7日以内に入金するルールとされているが、現金出納帳等による管理はされていない。</p> <p>AD（現金自動預金機）入金日は、窓口での納付の際に発行した領収書の日付より7日以上、数日～20日程度遅れているケースもあり、適時の納付処理がなされていない。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>窓口で会費を受付けた場合、受け付けの都度、管理簿に記載し、承認を受け、受け付けた現金が網羅的に預金口座へ入金されていることを確認する仕組みづくりを整備されたい。なお、平成28年10月より現金出納帳への記帳については実施しているということである。</p>	<p>各区事務所における現金取扱いについて、経理規程による7日以内の入金ルールが徹底されるよう、総務課長が、全職員に対して、改めて周知するとともに、区事務所における現金出納帳の記帳を開始し、月初に前月分の現金出納帳の写しを本部が回収し、網羅的に預金口座へ入金されていること等を確認する仕組みを整備した。</p>

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納

その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

##### 4. 会費及び寄附金の税額控除等について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②領収書の適正な管理について（報告書 P204）</p> <p>会費や寄附金の税額控除を受けるには、確定申告の際に「税額控除に係る証明書」と「領収書」を添付する必要がある。そして、会費や寄附金を銀行等で振込む場合は、振込用紙の控えが領収書になる（希望があれば証明書を発行している）。</p> <p>また、現金での会費や寄附金の支払の場合は受付場所（本会、各区事務所）において領収書を発行している。</p> <p>寄附金については経理係にて寄附台帳、会費については会員加入状況実績表（本会分は「特別・賛助会員一覧」）に入力し管理している。</p> <p>ここで、寄附金の領収書のうち、本会と各区事務所の平成27年度末の含まれる領収書の冊束をサンプルとして、管理状況を確認した。また、会費の領収書のうち、各区事務所の直近の使用済の領収書の冊束をサンプルとして、管理状況を確認した。また、通帳の任意のページについて、領収書の網羅性について確認した。その結果、当該領収書について、次のような問題点が把握された。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 領収書番号に欠番が見られた。</li><li>ii 領収書番号に重複が見られた。</li><li>iii 控えが全て破棄され残されていない。</li></ul> <p>（領収書を渡しているのか、書損じなのか判断がつかない。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>iv 領収書に番号が記載されていないものが</li></ul>	<p>領収書管理ルールについて、①領収書番号は必ず前後を確認し、連番となるよう記入すること、②領収書を書き損じた際は、破棄せず斜線で消込し、次葉へ記入することを、総務課長が、全職員に対して、改めて周知徹底した。</p> <p>また、各区事務所等の領収書の発行状況や管理状況についても、本部において定期的にチェックしている。</p>

ある。

**【結果】**

本会と各区事務所において、領収書に関する会計上の管理ルールを確認し、当該ルールに基づいた管理が実施されるよう、周知、徹底されたい。  
また、各区事務所等の領収書の発行状況や管理状況については、事務局において定期的にチェックすることを実施されたい。

## 平成30年度包括外部監査

### 監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

#### 第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）【各課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>4. 支払遅延について（報告書 P66）</p> <p>（1） 現状分析</p> <p>「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年12月12日法律第256号）、いわゆる支払遅延防止法では、同法第6条（支払時期）において、「国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。」と定められている。また、同法律は地方公共団体のなす契約に準用される（同法第14条）。</p> <p>本監査の詳細調査において、契約関係書類として保管されている請求書を確認したところ、請求書に押印されている市受付印の日付から支出（予定）日までの期間が30日を超える状況が見受けられた。なお、この場合において、同法第8条で定める約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の計算及び支払は行われていない。</p> <p>（2） 原因・問題点</p> <p>同法第2条では、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないとしている。また、同法第6条（支払の時期）第2項によると、相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不</p>	<p>支払遅延について、支出命令書に相手方が了承済であることを記載する取扱いを改めた。</p> <p>また、請求書の不備により支払期日を延長する場合は請求書の再取得日を明確にするよう、各所属長宛てに通知し、全職員への周知を図った。</p>

当であることを発見したときは、市は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとし、また、その請求の内容の不当が軽微な過失による場合は、当該請求の拒否を通知した日から市が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとする定められている。

各契約事務の発注課へ確認したところ、「年度末には請求書を早期に受領するため請求書受領日から支出日までの期間が30日を超える場合がある」、「請求書受領後に不備が発見された場合に委託先事業者の確認を求めるところから支出命令書起案までに時間を要する場合がある」、「支払遅延について相手方了承であり、支出命令書にその旨記載しており問題ないと認識している」といった回答を受けている。相手方から請求書を受領後、請求書の不備を発見した場合には、市では上記の同法第6条第2項の定めに基づき、相手方了承のもと一定期間を約定期間に算入していないと考えられるが、請求書やその他契約関係書類からは、約定期間に算入しない期間の開始日、すなわち請求を拒否した日から不当な内容を改めた請求日が明らかでない。このような状況において、相手方了承のみをもって、信義に従って誠実に契約が履行されたかどうかを確認することは困難である。

#### 【指摘】

支払期日を起算するための適法な支払請求日を明確にするよう、運用を改められたい。

相手方の請求書に不備があり、そのため当初の請求書受領日から支払日までに約定期間

に算入しない期間が生じる場合には、その開始日、すなわち請求を拒否した日と請求書の不備を改めた後の支払請求日を明確にする必要がある。

支出命令書に相手方が了承済であることを記載するのみで外形上、約定期間を超えた支払を認めることは適切ではない。市全体として、このような慣習を見直すとともに、約定期間に算入されない期間の記録方法を含めた請求書の取扱方法を整備し、周知を図られたい。その上で、やむを得ず支払が遅延する場合には、遅延利息を計算し支出を行うべきである。